

<水と緑と万葉のまちづくり基金> への寄附の募集

市では、平成20年9月、ふるさと納税を活用した「佐野市水と緑と万葉のまちづくり寄附条例」を制定し、市民および市出身の皆さまからの寄附をもとにまちづくりを進めています。いただいた寄附金は、佐野市水と緑と万葉のまちづくり基金に積立て、市民との協働を進める次の4つの施策を柱に事業費の一部として活用します。

引き続き、寄附金を広く募集していますので、佐野市にゆかりのある皆さまからの応援をよろしくお願いいたします。

【お申し込み】

寄附の申し込みは、郵送でお受けしています。（ご連絡のあった方に資料を郵送します）また、佐野市ホームページからも直接行えます。寄附された方は、ふるさと納税による寄附控除が受けられます。

○寄附の実績	16件	2,383,000円（平成21年3月15日現在）
①自然環境との共生を図る事業		400,000円（2件）
②子育てを支援する事業		195,000円（5件）
③観光の振興を図る事業		50,000円（1件）
④歴史又は文化を活かした事業		1,020,000円（2件）
※その他まちづくりに関する事業		718,000円（6件）

【施策・事業】

①自然環境との共生を図る事業

（ごみ減量の推進、資源リサイクルの推進、不法投棄・地下水汚染防止、市民環境リポーター育成支援など）

②子育てを支援する事業

（放課後児童の遊び場、こどもの医療費助成、乳児世帯の訪問事業、家庭児童相談事業など）

③観光の振興を図る事業

（唐沢山など観光地の施設改修、観光施設送迎バス運行事業、首都圏誘客のキャラバン事業、体験型宿泊施設運営など）

④歴史又は文化を活かした事業

（芸術文化の鑑賞、佐野市民文化振興事業、博物館企画展、唐沢山城跡国指定史跡化調査、伝統文化後継者育成など）

※上記以外の用途をご希望の場合は、その他まちづくりに関する事業としてお受けし、ご指定の事業に活用します

【ふるさと納税制度】

地方公共団体への寄附金税制の拡充によって、都道府県・市町村に対する寄附金のうち5,000円を超える部分が、個人住民税の概ね1割を限度として所得税と合わせて全額控除されます。

政策調整課政策調整係 ☎(20)3000